

福岡市民並びに市内事業者等を対象とした新型コロナウイルス感染症に関する給付型支援制度一覧

※掲載されている情報は様々な支援の中でも特に対象者が多いものを抽出したもので、全ての支援を掲載するものではありません

自由民主党福岡市議団まとめ（令和3年2月7日時点）

※国や県等が窓口となる情報も掲載しています。制度概要は日々更新されていますので掲載情報が最新の状況とは異なる場合があります

	このような方が対象です	支援の内容		申請・問合せ先
個人向けの支援（給付型）	コロナウイルスの影響で仕事が減った、失業をした勤務先の業績が悪化し、アルバイトに入れないなどの理由で収入が減ってしまった方 （申請は世帯単位になります）	（緊急小口資金） 生計維持のための小口の融資を受けられます 貸付上限：10万円（特例の場合20万円） 据置期間：1年以内、償還期限：2年以内（無利子） ※生活保護世帯は対象外です ※審査があります	※制度が拡充されました 従来は、2つの融資制度を活用できる金額の上限は合計140万円でしたが、 上限が200万円に改められました また、据置期間が経過した方で引続き生活困窮の状態にある方については、償還の延期や免除などの負担軽減措置も取られています。詳細は右記窓口にお問合せ下さい。	福岡市社会福祉協議会 平日9時から17時 092-791-7266 下記URLでウェブ申請も可 https://fukuoka-shakyo.sakura.ne.jp/
	経営している会社やお店が廃業したアルバイト先から解雇されたなどの理由で失業して収入がなくなった方 （申請は世帯単位になります）	（総合支援資金） 生活再建のための融資を受けられます（最大6ヵ月分） 貸付上限：15万円（単身世帯・月額） 20万円（複数世帯・月額） 据置期間：1年以内、償還期限：10年以内（無利子） ※生活保護世帯は対象外です ※審査があります		福岡市社会福祉協議会 平日9時から17時 092-791-7266 下記URLでウェブ申請も可 https://fukuoka-shakyo.sakura.ne.jp/
	コロナウイルスの影響で仕事が減ってしまった会社の倒産や雇止めなどで失業してしまったなどの理由で家賃の支払いができず住まいを失う恐れがある方や住まいを失った方	（住居確保給付金） 行政が代わりに家賃を支払ってくれます（原則3ヵ月分） 支給上限：3.6万円～5.6万円（世帯員数ごとに上限あり・月額） ※最大で12ヵ月分まで延長される場合があります	※制度が拡充されました 従来は、制度の活用は1回限り、支給上限は12ヵ月分まででしたが、 再申請が認められ、さらに3ヵ月分の受給が可能になりました。	福岡市生活自立支援センター 平日9時から17時 0120-17-3456, 092-732-1188
	福岡市内居住の大学・短大・専門学校等の学生で本人や保護者が非課税世帯である方	（学生への特別給付金） 1人あたり5万円の支給を受けることができます	高専、日本語学校も対象 スマホや郵送での申請を想定	申請期間は3月初旬から3月31日 支給は3月中旬以降
	新型コロナウイルス感染症に罹患しやむを得ず自宅療養をしている方	（健康観察等フォローアップ事業） オキシメーターの貸与、レトルト食品などの生活必需品の支給を受けることができます		申請方法や窓口情報は、確認でき次第更新します
	妊娠中でPCR検査の受診を希望する方	PCR検査の費用の助成を受けることができます 1回限り、2万円まで		お住いの区の「保健福祉センター」にお問い合わせ下さい
	高齢者でPCR検査の受診を希望する方	PCR検査の費用の助成を受けることができます（自己負担額6千円） ※発熱等の症状のある方は全額公費負担のPCR検査を受けられます		新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル 092-711-4126
	事業者向けの支援（給付型）	緊急事態宣言の発出を受けて、1月16日から2月7日まで(第一期)時短営業に協力した飲食店	（時短協力金） 1日につき6万円の協力金が支給されます （第二期は後日別途申請）	営業時間 午前5時から午後8時まで 酒類の提供を午後7時までとした飲食店が対象 ※コロナ禍以前の営業時間が午後8時以前だった店舗や店内での飲食サービスを行わない店舗は除く
①飲食店と直接・間接の取引のある事業者 ②不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた事業者で令和2年1～3月の売り上げが前年比または前々年比で5割以上落ち込んでいる方		（国の支援） 法人で最大60万円 個人事業主で最大30万円の支給を受けることができます	①、②の対象事業者に含まれる事業者については、中小企業庁において検討中 3月中の申請受付開始、申請から概ね2週間を目途に支給	申請方法や窓口情報は、確定次第更新します
上記の国の支援で①、②に該当する事業者のうち令和2年1～3月の売り上げが前年比または前々年比で3割以上5割未満落ち込んでいる方		事業者への支援（福岡市独自） 法人で15万円 個人事業主で10万円の支給を受けることができます	上記の国の支援の事業概要が決定次第に制度設計を確定させ 3月中旬頃の申請受付開始、3月下旬頃の支給開始へ	申請方法や窓口情報は、確定次第更新します
①、②に該当せず、売り上げが5割以上落ち込んでいる方				
1月8日から2月28日までの間で20日間程度、顧客に割引等のサービスを提供しながらテイクアウトやデリバリーの営業に取り組んだ飲食店（店内飲食型のもの）		テイクアウト支援（福岡市独自） 1店舗当たり20万円の支給を受けることができます	オンライン申請→【福岡市テイクアウト支援】で検索 https://fukuoka-takeout.jp/form/ 郵送申請→【2月28日消印有効】 福岡市テイクアウト支援事務局 〒810-0013 福岡市中央区大宮1-4-14（株式会社サンマーク内）	申請期限 2月28日 092-406-8454 info@fukuoka-takeout.jp
新たな事業展開、事業・業種転換、事業再編、またはこれらを通じた事業規模拡大を目指す事業者で以下の全ての要件を満たす方 ①申請直前の6ヵ月のうち、任意の3ヵ月の合計売上がコロナ以前の同3ヵ月と比較して1割り以上減少 ②認定経営革新等支援機関や金融機関と事業計画を策定し、一体となって取り組む中小企業等 ③補助事業終了後の3～5年で、付加価値額の増加にかかる年率の指標を達成すること		（中小企業等事業再構築促進事業）左記のうち更に令和3年1～3月のいずれかの月の売上が前年比または前々年比で3割以上減少した事業者は、以下の金額の補助を受けることができます 従業員5人以下→100万円～500万円 従業員6～20人→100万円～1000万円 従業員21人以上→100万円～1500万円 【中小企業向け】以下の金額の補助を受けることができます 100万円～1億円 補助率 3分の2（通常枠・卒業枠で補助上限が異なります） 【中堅企業向け】以下の金額の補助を受けることができます 100万円～1億円（通常枠・V字回復枠で補助率や補助上限が異なります）	補助率 中小企業 4分の3 中堅企業 3分の2	jGrants（電子申請システム） これらの支援はいずれもjGrantsを経由した申請受付が予定されています。この電子申請システムを利用するためには「GビズIDプライム」の取得が必要でIDの発効までに2～3週間を要するとされています。これらの支援の活用を希望される方は、事前にIDを取得されることをお勧めします。
対人接触機会の減少に資する製品開発や設備投資、システム構築等に取り組む事業者		（ものづくり補助金）上限1千万円の補助を受けることができます 通常枠の補助率は2分の1（小規模事業者は3分の2）低感染リスク型ビジネス枠は補助率3分の2		ID取得は下記URLから！ https://www.jgrants-portal.go.jp/
複数の業務プロセスの非対面化、生産性向上に向けたITツールの導入、テレワーク環境整備のためのクラウド型ITツール導入に取り組む事業者		（IT導入補助金） 上限450万円の補助を受けることができます（テレワーク対応型は上限150万円） 通常枠の補助率は2分の1 低感染リスク型ビジネス枠は補助率3分の2		認定経営革新等支援機関の情報！ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kanban.htm
コロナ後の新たなビジネスやサービス、生産プロセス導入等に取り組む事業者	（持続化補助金）以下の金額の補助を受けることができます 通常枠 上限50万円（補助率3分の2） 低感染リスク型ビジネス枠 上限100万円（補助率4分の3）	低感染リスク型の特例→ 1～3月の売上が3割以上減の場合は、補助金総額の2分の1(50万円)を上限に感染防止対策費として利用できます	※それぞれの申請開始時期等に関する情報は中小企業庁のホームページでご確認ください	
商品販売やサービス提供をする来店型の施設で感染症対策強化の取組みとして工事を行ったり、物品やサービスを導入する事業者	感染症対応シティ促進事業（福岡市独自）以下の金額の補助を受けることができます 上限60万円（補助率3分の2）ただし物品・サービスの導入経費は20万円までが上限		3月中旬頃の申請受付開始 3月下旬頃に支給開始予定	